

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(令和4年11月14日京都市条例第17号)

(都市計画局住宅室住宅管理課)

山端北市営住宅及び七瀬川市営住宅を廃止することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4月11月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第17号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表山端北市営住宅の項及び七瀬川市営住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)